



農業委員会からのお知らせ



令和5年度 農地利用状況調査(農地パトロール)のお知らせ

農業委員会では毎年、農地法第30条に基づき「**農地利用状況調査**」を行っており、農業委員会が地域の農地を調査しています。

調査の結果、遊休農地に認定されると所有者に対し「**利用意向調査**」を実施して農地の利用意向を確認します。

その確認した意向を踏まえて、**農地中間管理機構や円滑化団体への貸付などによる農地のあっせん等**を行い、農地の利用調整と有効利用を進めます。

また、遊休農地に認定され、利用意向調査において中間管理機構に農地を貸す意向を示さず、自分で耕作又は貸付等をする回答したにも関わらず、遊休農地になっている場合は**評価方法が変更され、課税強化が行われる**場合もあります。



農業者年金への加入推進について 老後の生活を安心サポート!

3つの要件を満たせば
どなたでも加入できます!

1

60歳未満



2

国民年金第1号
被保険者

3

年間60日以上
農業に従事

- 1 小中高齢化に強い年金です。
積立方式、加入者・受給者の増減に左右されない安定した制度です。
- 2 終身年金です。
80歳前にお亡くなりになった場合、死亡一時金をお支払いします。
- 3 税制上のメリットがあります。
支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象です。
- 4 通常加入なら保険料の額は自由に選べます。
(月額2万~6万7千円まで千円単位で選択可能)
- 5 政策支援加入なら保険料の国庫補助があります。
一定の要件を満たした担い手は保険料の国庫補助が受けられます。



農業委員会への各種申請書について

農地法第3条 農地や採草牧草地を売買により所有権を移転または、賃貸借等により権利を設定する場合。

農地法第4条 自己所有の農地を農地以外に転用する場合。

農地法第5条 所有者以外の者が農地を農地以外に転用する際、売買または賃貸等により権利を設定する場合。

詳しいお問合せは 伊江村農業委員会事務局 ☎49-3161